

## 第 15 回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時 平成 23 年 12 月 6 日 (火) 14 時 00 分 ~ 14 時 40 分  
開催場所 高知共済会館 3 階 中会議室  
参加者 (委員)  
根小田渡委員 (委員長)、金子努委員、高村禎二委員、  
中越利茂委員、橋本誠委員、森永洋司委員  
(高知県)  
田村林業振興・環境部長、大野林業振興・環境副部長  
國吉森づくり推進課長、渡辺企画監 (分収林改革担当)、  
稲垣総務福利課長  
欠 席 武田裕忠委員、戸田文友委員  
司 会 森づくり推進課 山中

---

(司会)

では時間になりましたので、ただ今から第 15 回森林整備公社経営検討委員会を開催いたします。

私、事務局を担当しております、森づくり推進課の山中です。どうぞよろしくお願いたします。

本日、武田委員及び戸田委員におかれましては、所用のため欠席との連絡を受けております。

最初に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

一番上が、第 15 回高知県森林整備公社経営検討委員会、配席表でございます。

次に、本日の検討委員会の会議次第でございます。

次に、資料 1 「分収割合変更等に関する検討資料」でございます。

次に、資料 2 「高知県森林整備公社の経営改革プラン (案)」でございます。

本日の資料は以上でございますが、不備がございましたらお申し付けください。

本日の日程はお手元の会議次第のとおりです。

それでは、ここからの進行を根小田委員長にお願いしたいと思います。根小田委員長、よろしくお願いたします。

### (1) 「改革プラン」案の検討について

(根小田委員長)

はい。委員の皆さま、大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

前回の委員会では、これまでの検討を踏まえまして公社を存続し、改革を進めていくという基本線を確認しつつ、「高知県森林整備公社の経営改革プラン（案）」について及び分収割合の変更等の取組などについて検討を行いました。

最初に、前回の委員会で分収割合の変更に関連しまして、山林所有者の県税の減免などを行うことが可能なのかという話でありますとか、あるいは分収割合の変更をするかわりに将来投資額を一部土地所有者に負担していただく。というような案が可能かどうかということについて委員の方々からいくつか意見をいただきましたので、この点について事務局の方で少し考えていただきました。その検討の結果について事務局の方から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（事務局）

はい、お手元に資料 No. 1 がございますのでお願いいたします。事務局の方では、委員の皆さまからご意見をいただいた項目とあわせて、3項目につきまして検討させていただきました。

まず1点目でございます。県税の減免等の可能性でございますが、二つございまして、一つは分収割合の変更に応じてくれた土地所有者の県税ということなんですが、可能性があるとしましたら、個人県民税という事でございます、その減免の可能性について、そしてもう一つは、武田委員の方からあわせて検討という話がありました分収割合変更分を寄付金扱いにして土地所有者の個人県民税の控除の可能性がないかという話がございましてその点について説明させていただきます。

まず個人県民税でございますが、個人県民税につきましては、市民税を併せた個人住民税の賦課徴収は市町村に権限がございまして、市町村が課税若しくは減免をした場合にその割合と同じ割合で県民税についても取扱いがなされる、減免も同様ということでございます。

そして減免につきましては、天災その他特別の事情があるものに限って市町村の条例に基づいて市町村長が決定するというのが前提でございます。

県税務課の見解でございますけれども、減免制度については、納税力が天災等で減少したという方に対して公益の為に適用するというものでございまして、特別による減免措置は他の納税者から見ても納得が得られて、税の公平性が保たれるものとして条例に基づいて市町村長が判断・決定ということでございます。

そういうことを踏まえますと、分収割合の変更ということで特定の土地所有者に対する県民税の減免というのは、困難ではないかという結論でございました。

それともう一点、寄付金の控除ということでございます。例えば、主伐収入があった際に分収割合、今6：4なんですけど、それを例えば7：3にした時に1割分を寄付金扱いに認定していただいて、その税を控除する可能性がないかということでございます。これは所得税法に準じた扱いということになるようでございまして、公益社団法人に移行し、

寄付すれば、それに対する寄付金が控除の対象になる可能性があるということでございます。

ただ、その目的が公益の増進に寄与するために支出にあてられる寄付金であるということを税務当局に認めていただく必要があるということでございます。例えば、主伐収入で百万円お支払いする中でその1割分、十万円を寄付してくれとういうことがはたして可能かどうかということでございます、ハードルが高いのではないかとというのが事務局の見解でございます。

2点目でございます。分取割合の変更をせずに将来投資額を土地所有者が負担することを協議をしたらという委員さんからのご意見がございました。負担については、皆伐時に立木収入の中から相殺するという手法でございます。

この方法につきましては、まず公社が現在やっている、山の管理でございますけど、作業道の開設を含めた搬出間伐、収入間伐が主体ということでこれは必要な経費については、まず公社がいただく補助金が85%入って、あと15%についてもまず間伐収入からいただいて残りの分を配分するというやり方を取っております。

そのやり方でいくと土地所有者から負担をいただいているのと同様ということですので、この考え方にはなじまないんですけど、他に補助対象とならない保育間伐、切捨て間伐と一方的に公社負担があるような管理が今後発生する可能性がございます。公社の山も全部手入れが行き届いているということではなくて、仮に災害の恐れとか特殊な事情が発生した場合にどうしても伐り捨て間伐をせんといかん。

補助金も入らないという場合については、土地所有者と交渉の上、負担を求めることを検討する必要があるのではないかとということでございます。あわせまして現在、公社営林の巡回費用これがha当たり約300円ほど、地元の森林組合に委託をしましてやっています。公社営林として主伐まで持ち続けるとその負担はずっと発生しますのでそういう部分について一定皆伐の立木処分と相殺する、必要経費という形でお願いするということは検討する必要がある。

先ほどの切捨て間伐とか巡回の管理費用については検討の余地があるということございまして、あとで説明させていただきますが、プランの中に分取割合の所に、このことについても森永先生と橋本先生に相談しまして加筆をさせていただいたということでございます。

最後の3点目、分取割合を変更せずに間伐収入すべてを公社収入と出来ないか、そういう協議が出来ないかということでございます。

間伐収入につきましては、補助対象でございます、85%補助があるということで実際の実入りが大きゅうございます。ha当たりでいきますと約20万円くらいの収入があつて、土地所有者にも現在7~8万円くらいのお金を分取としてお渡しをしているということがございまして、例えば主伐収入を1割公社が余分にもらうよりも、ひよつとすると間伐収入を全額公社がもらった方が有利になる可能性がございます。

そこは、トータルでどちらがどうかということを土地所有者に説明した上で理解を求めながら協議をしていくということが必要ということで、これも可能性があるということであわせてプランの方に加筆をさせていただいたということでございます。

一つの考え方ですが、全体の分収割合の変更に加えまして、間伐収入もあわせて公社がいただきたいという交渉をして、その中でせめて間伐収入だけでもというような交渉もあるかもしれません。そこは、協議の中で今後どういった交渉をしていくかということは、方針を決めて分収割合の変更に取り組んでいきたいということでございます。以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。今も分収割合の変更に関連したいくつかの問題についての事務局の方の現段階での考え方を説明していただきましたが、何かご質問等ございませんか。

これ2番目、3番目については、検討の余地ありということですね。

(事務局)

はい。そういうことでございます。

(根小田委員長)

特にございませんか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、今日の本題であります「改革プラン」最終的な委員会での中身の議論に入りたいと思うんですが。

前回委員会で報告のありました損失補償に関する裁判所の判決などが出ておりましたその部分については、報告書についても記述を変更する必要がありますし、それからプランの全体の組み立て、構成についても意見がありましたので、その点も含めて森永委員、橋本委員と事務局の方で整理、修正していただきました案を今日提出していただいておりますので、その最終的な「森林整備公社の経営改革プラン(案)」について事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

はい。まず1点目でございます。根小田委員長の方からプラン全体に区切りをつけてといますか、分類をした方がわかりやすいというご意見をいただきました。それで、5項目に分類をしまして、背表紙を付けさせていただきましたので簡単に説明させていただきます。

1枚めくって目次のところ、1ページ目にまず「公社の現状と窮境原因の分析及び評価」という形で区切りを入れさせていただきました。

そして次のページをめくっていただいて、21 ページにⅡとして「公社の改革案及び検討結果」とそして3項目としまして26 ページに「公社の存続に必要な改革策」ということにさせていただきました。

それと、もうちょっとめくっていただいて、最後の目次の所になるんですが、Ⅳ番目に「速やかに対応すべき公社改善策」ということで36 ページでございます。

そして37 ページに前回検討を中心にさせていただきました「公社経営改革プランのまとめ」という5項目に区切りを森永委員、橋本委員にご相談しまして、加えらせていただいとということでございます。

最後に附属資料を付けてございます。それと内容についてでございますが、「てにをは」の所は説明を省略させていただきたいんですけども、30 ページをお開きください。30 ページの上段④という所に債権放棄に係る債務消滅益という所でございます。これを削除させていただいております。これは、第13回8月の委員会の際に分収造林事業については、収益事業の対象とならないという国税局の見解が出ており、他県の債権放棄をしておる所を確認しました所、これを根拠にだと思っておりますが、課税された実例がないということでここは削除をさせていただいております。

次に、プランのまとめということで37 ページをお願いいたします。先ほど委員長の方からもお話しがございましたように、損失補償が適法という司法判断がなされたということでこの部分については削除していただいたということでございます。

そして次に、40 ページをお開きください。森林資産を区分を明確化して区分ごとに経営方針をたてる手法でございますが、「A」から「D」までについては優先順位をつけて、単年度収支の黒字の範囲内で事業を実施するという項目に沿った形で、「E」の非経済林の取扱いをフレーズは全然変えてないんですけども、一番下にあったのを順番をくり上げさせていただいたということでございます。

それと、もう1点につきましては、「B」から「E」の区分の森林につきまして、経済性・採算性だけではなくて、公益性・公共性を重視した森林として位置づけることが重要という表現となっていたのですが、位置づけることが重要というわかりにくい表現になっておりましたので、ここを少し噛み砕いた形で、区分ごとに経済性・採算性を最優先して事業を行うが分収造林事業の持つ公益的機能の持続的な発揮に支障を来す恐れがある、災害等の恐れがあった場合は、公益性・公共性が認められるときは、仮に優先順位が低い山についても投資をすることはやむを得ないという、判りやすい表現に改めさせていただいたということでございます。

次に、42 ページをお願いいたします。先ほどご説明させていただきました、分収割合の加筆の部分でございます。2項目目と3項目目をあわせまして分収割合の見直しにあたっては、収益すべての分収割合の変更ということだけではなくて、例えば主伐収入以外の利用間伐収入等、これは巡回の管理費用とか、いわゆる伐り捨て間伐等も含まれているんですけども、そういう見直しも含めて出来るだけ多くの造林地所有者に同意をいただくた

めの方法について検討する必要があるという、ここの部分を委員の意見も踏まえまして加筆をさせていただいたということでございます。

42 ページの経営責任体制の明確化というところが5番を4に変えております。並びがここに次のページの有利子負債のことがあったんですけども、4までは公社主体のことを書いてございましたので、並び替えをさせていただいたということでございます。

43 ページの有利子負債、5の所でございます。損失補償の所を合法になったということで、留意する必要があるというようなフレーズの部分をとらせていただいたということでございます。

変更箇所の説明は以上でございます。

(根小田委員長)

はい。主に修正、変更した部分の説明をいただきましたが、全体に渡ってでもかまいませんけれども、ご質問、ご意見等ございましたら。どなたからでも。

細かな点で、つまらんとところですが、いくつか。

ローマ数字Ⅲの背表紙のところの、25 ページの次に背表紙があるでしょう。「公社の改革に必要な改革策」は「公社の存続」ですよ。

(事務局)

失礼しました。ミスプリでございます。

(根小田委員長)

38 ページの下から3行目ですけど「森林の公益的機能の維持増進という」となっていますが、「う」はいらないですね。

それと、一番最後の44 ページの8の見出しですけど、「当委員会としての示す方向性」いうのは何となく項目として、文言としてね、なんかこうちょっとピタッとこないという感じがするので、僕の意見ですけどね、ここは最後なんで、最後に委員会が一言言いたいというところなんでしょう。だから、「おわりに」ぐらいにしといて、「8」とって「おわりに」ぐらいにしといて、おわりに委員会としては付け加えて言いたいよというふうな趣旨なので、そういうふうにしておいたほうがいいんじゃないですかね。改めて何を言っているのが、ちょっと見出しではわからない。

細かい点で僕がちょっと気になった所だけです。

(事務局)

「おわりに」でしたら「8」はもういいですか。

(根小田委員長)

いいと思います。

委員の方、他にいかがですか。

(高村委員)

いくつかあるんですけど、どこにいれるか課題といいますか、この公社経営改革プランのまとめのところで、現状の課題があって、今後の方策と担うべきあり方、改革プランの基本方針といったことがあったときに、一言触れておいていただきたいのが、今後伐期を迎える分収林が結構増えてきて、そういうところをどんどん主伐をしていくとはげ山というか、主伐をしたあとの対策というのが、今後課題になってくると思います。それをまた再造林すべきなんでしょうが、再造林をすると結構コストがかかる。とってそのままほっておいていいのか。そういう問題がどうしても出て来ると思いますので、伐期を迎えて主伐をしたあとの山をどうするかということが、今後の高知県の林業としての課題ではないかということを一言触れられたらどうかなというのが一点。

それと、38 ページ「今後の方策と担うべきあり方」のところで、理事長、理事の選出方法、経営責任の明確化ということがありますが、ちょっと理事長さんどういう人を今後ついでいただくべきか考えてみたんですけど、資料を見ていると国の方も林業についてフォレスターとか森林施業プランナーとかいうそういう資格をつくって、いろいろと山をどうしていくかということを検討しているらしいので、フォレスターの資格とまではいきませんが、理事長、あるいは理事の中にフォレスターに相当するような人をぜひ迎え入れて、分収林をどういうふうに施業していくかということを見ながら計画を立てていくとか、そういうことが出来る機能をぜひ理事会の中に入れてほしいなというふうに思ったので。

この中に書き加えるのは難しいと思いますけど、こういう意見が出たということを経事録かなんかに残しておいていただければ、それで結構なんです。

どうしてこういうふうに思ったかという、以前ですね、分収林の現地を見せていただきました。その時にDかEの山だったんですけど、一箇所にかっち側とこっち側がD、Eなんだよという説明を受けたんですけど片方は結構木が育ってたんですね。それでも分収林に入る道がないので、搬出にコストがかかるので、Eのランク付けになっているというような話があって。それがずっと引っかかっていて道というのは、他の人の持っている山を歩いていけば、つけられるはずなんです。

分収林だけ考えているとどうしても搬出の方法が難しいということになるんですけど、山全体を見て団地化とかそういうふうな所をプランニングしていくことで、コストが下げられるんじゃないかと思って。

ただ他の人の山に道を作るというのは、森林公社の仕事ではないかもしれないんですが、なんかそういうふうなことも含めて山全体をどういうふうにしていくかという計画を立

てていくような、立てれる人が森林公社の中にいたら、森林公社の中で出来なくても森林組合とかそういうとこと話をしながら、こういうふうなことが出来ないかというようなことを、具体的に話し合っていくことが出来るのではないかと。

そうしたときに、結局搬出コストがかからないようになれば、森林公社の利益にもなりますし、山主さんにも利益を還元出来るので好ましいんじゃないかということで、そういうふうな人材が今おられるかもしれませんが、ぜひ山全体を見て施業計画を立てられるような人材を公社さんの中に入れて欲しいなとちょっと思いましたんで言わせていただきました。

(根小田委員長)

とくに、事務局の方ご意見とか。

(事務局)

3点あったと思います。一つは再造林問題でございまして、これは部としても重大な課題ということで重く受け止めております。これは、公社営林だけではなくて、民有林も国有林も含めて全国的な問題ということでございます。

今おっしゃられたように材価が下って、しかもシカの害もありますし、中々再造林の費用が売った価格と同等にかかる可能性がございまして、植えてしまうと何をしているかわからないというふうなこともあります。

これからどんどん主伐が進んでいきますし、25年には銘建工業の関係で新しい製材工場が立ち上がりますし、そういうことも踏まえて、再造林対策を検討をしておるところでございます。

それと、もう一つは理事長の話がございました。これは、いろんな方策、理事会の活性化ということで、また理事等につきましては、今後検討していきたいということで、そういうことも含めてプランの中には書かれていると思うんですけども今おっしゃられたことにつきましては、承りましたので執行部としましても検討させていただきたいと思えます。

それと、三つ目のランクの話でございます。これは、プランの中にもありますように、もう一度ランク分けについては精査をいたします。山全体を見て森林の計画を作っていくということでございます。公社としましても今後新たな、森林法の改正を受けて、森林経営計画を作ってまいりますので、その中で効率的な山の管理が出来る方法を検討していく必要もありますし、さらにプランの中で民間の事業体に管理委託をしていき、委員がおっしゃられた方向でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ほかにございませんですか。

とくに、回数も重ねて、皆さんのご意見も伺ってきましたので。

(事務局)

先ほどいいました再生林の話については、なんか課題付けみたいな形でプランの中に少し加筆をした方がいいというような、そういう。

(高村委員)

もしどこか書ける場所があったらですね。おかしな話になるとあれなんです、森林公社の話と山の問題はちょっと次元が違うかもしれないので。どこがいいか見てみたんですが、よく思いつきません。

(事務局)

わかりました。また策定をお願いしております、森永先生、橋本先生とご相談をさせていただきたいと思います。

(根小田委員長)

その他ございませんですか。

とくに今ないようでしたら、会議が終わったあとでお気づきの点があれば、事務局の方へ意見を出していただいていいと思うんですが。

今日いただきましたいくつかのご意見を踏まえまして、最終的に森永委員、橋本委員、事務局の方で最終案を作っていただきまして、議会への報告に出してほしいと思うんですが、そういう方法でよろしいでしょうか。

はい、そういう扱いをさせていただきたいと思います。

この委員会の次回の日程等、今後の改革プランの取扱い等について事務局の方から少し報告させていただきたいと思います。

(事務局)

前回の委員会でも、今後のスケジュールということで簡単にご説明させていただきましたが、庁内の説明が済んだ後に、12月議会でプランの案について説明をさせていただきたいと思っています。議会の意見を踏まえまして、来年もう一度検討委員会を開催させていただきたいと考えております。時期につきましては、各委員さんと相談させていただいてということでもよろしくお願いとしたいと思っています。3月に最終報告という形をスケジュールとしては考えております。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、12月の議会で今日確認していただいた基本的な線を報告していただいて、議会の方からいろいろ意見が出る可能性もありますが、議会からの意見も踏まえた最終的な案を作るということですね。

その確認のための委員会を来年、1回開催する方向だということです。日程調整は事務局の方で各委員とやっていただきたいと思います。

それでは、とくにございませんようでしたら、本日の委員会はこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。